

案を作成して、平成27年6月から1カ月間、パブリックコメント（市民意見募集手続）を実施し、その意見を反映して、平成27年9月議会に議案を上程し、可決されました。

◆まちづくりの基本原則とは？

①情報の共有

まちづくりの担い手である市民等、市および議会は、必要な情報を共有します。

②参加

市民等は、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わるよう努めます。

③協働

市民等、市および議会は、それぞれの役割および責務のもと、お互いの自主性および自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動します。

◆今後の予定

「茂原市まちづくり条例」は、平成28年4月1日から施行となります。

今後は、説明会やフォーラムなどを開催し、周知啓発を図るとともに、まちづくりの基本原則に基づく施策の推進に努めます。

茂原市まちづくり条例の構造

まちづくり条例の策定に関わった市民の皆さんの想いを表すものとして、「です・ます調」を用いた、親しみやすく分かりやすい文章で条例が構成されています。

前文

茂原市のこれまでの経緯と現在置かれている状況を踏まえ、今後どのようなまちづくりをしていかなければならないか、なぜ、まちづくり条例を制定しなくてはならないか、まちづくりの基本原則とは何かを規定した前文を置いています。

第1章 総則

- 目的（第1条） ●条例の位置付け（第2条） ●定義（第3条）
- まちづくりの基本原則（第4条）……………情報の共有、参加、協働

第2章 情報の共有

- 市政に関する情報の共有（第5条）
- 情報公開（第6条）
- 個人情報の保護（第7条）
- 説明責任・応答責任（第8条）

第3章 参加

- 市民等の権利（第9条）
- 市民等の役割（第10条）
- 市政への参加の機会の保障（第11条）
- 住民投票（第12条）
- 男女共同参画（第13条）
- 子どもの参加の機会の保障（第14条）

第5章 協働

- 協働によるまちづくり（第18条）

総則の第4条でまちづくりの基本原則を「情報の共有、参加、協働」と規定したことを受けて、第2章から第5章にかけて、「情報の共有」、「参加」、「協働」の各論を展開しています。



第4章 地域におけるまちづくり

- まちづくりと地域コミュニティ（第15条）
- 地域コミュニティの育成及び支援（第16条）
- 地域まちづくり協議会（第17条）

第6章 議会運営の基本原則

- 議会の役割と責務（第19条）
- 議員の役割と責務（第20条）
- 議会に関する基本的事項（第21条）

第6章と第7章では、まちづくりの担い手である議会および行政を運営する上での基本原則を規定しています。



第7章 行政運営の基本原則

- 市長の役割と責務（第22条）
- 市長以外の執行機関の役割と責務（第23条）
- 職員の役割と責務（第24条）
- 総合計画等（第25条）
- 財政運営（第26条） ●政策法務（第27条）
- 行政評価（第28条） ●監査（第29条）
- 行政手続（第30条） ●危機管理（第31条）
- 国等との連携（第32条）

第8章 実効性の確保

- 条例の見直し（第33条）

携帯電話・スマートフォンからもご覧いただけます



お問い合わせは、企画政策課（4階）
☎(20)1516、FAX(20)1603へ。
✉kikaku@city.mobara.chiba.jp